

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年11月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和6年5月26日 13時30分ごろ
発生場所	秋田県男鹿市野石の海岸 石田河原四等三角点から真方位294° 1,920m付近 (概位 北緯40° 03.6′ 東経139° 56.2′)
インシデントの概要	漁船満海丸は、操業中、高い波を受けて船体が圧流され、砂浜に座洲した。
インシデント調査の経過	令和6年5月31日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 満海丸、1.1トン
船舶番号、船舶所有者等	AT3-8681（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定（令和6年4月13日をもって失効中）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、機関を中立の状態に船首を東方に向け、刺し網を東西方向に設置する目的で、同網に付属する漁具の東端を砂浜付近に投入し、機関を後進に始動しようとしたところ、船体左舷側の中央部から船尾部に波高約1.5mの高い波を受け、船体が圧流された後、再度高い波を受けて砂浜に座洲した。</p> <p>本船は、その後、所属する漁業協同組合の僚船によって引き出され、僚船に同乗して駆けつけた親族が操船して定係地の漁港に帰港した。</p> <p>船長は、漁場に到着後、周囲の状況を見渡したところ、白波が多少立っていたが、慣れた作業でもあり短時間で終わると思って操業を開始したが、無理をせずに操業を中止して帰航すればよかったと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、操業中、船長が、漁場付近の海面に白波が立っている状況を認めたものの、刺し網を投入しようとしたことから、左舷中央部から船尾側に高い波を受けて船体が圧流され、砂浜に座洲したものと考えられる。</p> <p>船長は、慣れた作業であり短時間で終わる予定であったことから、油断して帰航せずにそのまま操業を開始したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が操業中、船長が、漁場付近の海面に白波

	<p>が立っている状況を認めたものの、刺し網を投入しようとしたため、左舷中央部から船尾側に高い波を受けて船体が圧流され、砂浜に座洲したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型漁船の船長は、操業予定海域で白波が立っている状況を認めた場合、波の影響を受けやすく乗揚事故などにつながる危険性があるので、無理をせずに操業を控え、帰航すること。</li><li>・ 船長は、受有する小型船舶操縦免許証の有効期間を確認し、更新手続を確実に行うこと。</li></ul>